

豊田市成長投資促進条例（案）の制定について

1 条例制定の背景及び目的

- 現状、市内の投資促進等を目的とした補助金制度は、豊田市企業立地奨励条例（平成 30 年～）に基づくものと、愛知県と連携した豊田市の補助金要綱に基づくものがありますが、豊田市企業立地奨励条例は令和 6 年度末に失効します。
- 第 9 次総合計画（9 総）の議論においては、取組目標（めざす姿）の 1 つに「産業中枢都市として深化を続けるまち」を掲げ、産業面での更なる成長・拡大を目指す方向で検討がなされています。
- 9 総期間中に更なる産業振興を図るには、「成長産業の誘致・育成」や「既存事業者の設備投資」の促進に資する新たな財政支援策（奨励金制度）が必要となることから、「豊田市成長投資促進条例（案）（令和 7 年度～16 年度＝9 総期間）」の制定を目指します。

[参考] 奨励金申請実績(H30～R5)	
申請事業所数	64 事業所
奨励金申請総額	60 億円
投下固定資産総額	1,119 億円

2 豊田市成長投資促進条例（案）に基づく奨励金制度の概要

「成長産業立地奨励金」は、愛知県が運用する「新あいち創造産業立地補助金（B タイプ）」と併用することで、同一投資事業に対して、県内最大級の最大 30 億円の補助金を充当することができるようになるため、本市での成長投資を強力に促進します。

奨励金名	対象業種	対象資産	奨励金の交付額		
			奨励金額	上乗せ補助	交付 限度額
成長産業 立地奨励金	市場規模拡大分野※ ¹ に該当する製造業、 ソフトウェア業	・土地 ・家屋 ・償却資産	取得額の 20%	・産業誘導地区※ ² 又は 特定地域※ ³ への立地: +5% ・県外からの立地 : +5%	20 億円
設備投資 奨励金	製造業、ソフトウェア業、製品の製造に係る サービス業、製品の製造に係る情報通信業、 ファブレス事業、完全人工光型の野菜等工場	・償却資産	＜中小企業＞ 取得額の 20% ＜大企業＞ 取得額の 10%	市場規模拡大分野: +10%	5 億円

※ 1 市場規模が直近 2 年で 25%以上拡大していると認められる次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野及びロボット関連分野並びにその他市長が認める分野

※ 2 工業地域及び工業専用地域並びに第 9 次豊田市総合計画において「産業誘導エリア」として位置付けられる地域

※ 3 都市計画区域以外の地域（山村地域）のうち、産業誘導地区を除く地域

3 今後のスケジュール

R6.7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5
●産業振興委員会（7/17）での協議 パブリックコメント（パブコメ）			●パブコメの結果公表 ●条例議案の上程（12 月議会）			制度の周知			●条例の施行 新補助金の受付開始	